

健康診断の個人票とは・・・Q&A

2020. 5

問	解 説
健康診断個人票とは	雇入れ時の健康診断、特殊健康診断も含む定期健康診断など、会社が労働安全衛生法に基づき実施した健康診断結果を個人ごとに記録した書面です
健康診断個人票は誰が作成するのか	<p>労働安全衛生規則第51条に「事業者は（中略）健康診断個人票（様式第5号）を作成して、（以下略）」としています。</p> <p>健診機関によっては、事業場用は様式第5号の様式になっており、そのまま個人票として使えます。</p> <p>健診機関に作成してもらうには契約時に要請することが必要です。</p> <p>「医師の意見」欄は「医師に対し当該意見を記載させ、これを確認すること」（H8. 9通達）としています。</p>
個人票の作成様式は決まっているのか	<p>労働安全衛生規則（第51条）で様式（様式第5号）が示されています。</p> <p>様式第5号にある項目が記載されていれば形式は問いません。</p> <p>H23. 3厚生労働省発出「健康診断個人票の様式の任意性の周知について」によると、</p> <p>「健康診断個人票の様式については、安衛則第100条において、必要な事項の最小限度を記載すべきことを定めるものであり、異なる様式を用いることを妨げるものではない」としています。</p>
健診機関からは一覧表形式で結果が報告される。一覧表形式では個人票として認められないのか	<p>様式第5号にある項目が記載されていれば認められます。</p> <p>「医師の意見」欄が無い場合は、事業所で追記してください。</p>
個人票になぜ「医師の意見」欄が必要なのか	<p>労働安全衛生法で健診の都度、健診結果に基づき就業の可否判断を仰ぐことが事業者の法定義務として求められています。これを「医師の意見聴取」といいます。医師は就業可否の判定結果を健康診断個人票の「医師の意見」欄に記載し、署名又は押印することになっています。当然事業者は医師の意見を参考に必要な措置を実施しなければなりません。</p> <p>（労働安全衛生規則第51条の2）</p> <p>健康診断実施の目的のひとつです</p>

<p>一覧表形式の健診結果には過去の健診結果の記載がないがそれでもよいか</p>	<p>個人ごとに、過去の健診結果が併記されていることが望ましいことは当然です。</p> <p>過去の健診結果を「医師の意見」判定の参考にする場合があります。</p> <p>過去の健診結果を同じファイルまたは同じ場所に保管するようにしてください。</p>
<p>健診機関から電子データで健診結果の報告がある。電子データでも健康診断個人票として保存できるのか。</p>	<p>必要な項目があれば個人票として保存できます。</p> <p>しかし、「医師の意見」聴取のため、医師への提供用に紙に印刷する必要があります。</p> <p>U S B メモリー又はC D で保存する場合は、健診結果を受け取った後で実施する、「医師の意見」結果などの記入が問題です。</p> <p>医師の意見結果は別に紙様式で作成し、医師の証明印を押すという方法もあります。</p> <p>又電子データの書き換え防止対策が必要です。</p>
<p>健康診断個人票の保存期間は</p>	<p>法に定めた期間は5年間です（安衛則第51条）</p>